

『仮免・本免』改訂表

(令和7.4.1改訂版対応)

● P.6 「仮免問題(2)」

▶「問28」を以下のように変更します。

28 免許証等を更新しようとする人のうち更新期間が満了する日において65歳以上となる人は、その満了日前の6か月以内に
おいて高齢者講習を受けなければならない。

● P.7・8 「仮免問題(3)」

▶「問21」を以下のように変更します。

21 運転中は、運転免許証等(仮運転免許証を含む。)をいつでも提示することができるように携帯していなければならない。

▶「問39」を以下のように変更します。

39 免許を受けていても、免許証等を携帯しないで自動車を運転すると無免許運転になる。

● P.10 「仮免問題(4)」

▶「問38」を以下のように変更します。

38 運転中は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード(免許証等)を携帯していなければならないので、忘れたという理由で運転してはならない。

● P.16 「本免問題(2)」

▶「問63」を以下のように変更します。

63 免許証等の更新は、有効期間が満了する日の直前の誕生日の2か月前から満了する日までの間に受けることができる。

● P.27 「仮免問題(3) 解答と解説」

▶「21」の解説を以下のように変更します。

21	<input type="radio"/>	免許証等を携帯しないで運転すると、免許証不携帯の違反になる。
----	-----------------------	--------------------------------

● P.28 「仮免問題(4) 解答と解説」

▶「38」の解説を以下のように変更します。

38	<input type="radio"/>	免許証等を携帯しないで運転すると、免許証不携帯の違反になる。
----	-----------------------	--------------------------------